

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例に基づくヘイトスピーチの公表  
(案件番号「平 30-3」及び「平 30-職 6」)

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチに該当する表現活動（案件番号「平 30-3」及び「平 30-職 6」について、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 14 日

大阪市長 松 井 一 郎

1 ヘイトスピーチに該当する旨の認識

平成 30 年 12 月 29 日に、大阪市生野区鶴橋の住宅街において、チラシ状の印刷物（以下「本件チラシ」という。）を戸別配布等の手段により多数配布した行為（以下「本件表現活動」という。）は、条例第 2 条第 1 項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

2 本件表現活動に係る表現の内容の概要

本件チラシには、「在日韓国・朝鮮人は約 50 万人程居住しており、その多くは犯罪を犯しても強制送還されない特権＝特別永住資格を与えられております。その為に在日は安心して犯罪を犯します。」「朝鮮人の犯罪は突出して多く、極めて危険な存在となっております。『朝鮮人は危険だ』と私は堂々と主張しています。そして、安心して暮らせる日本の為に『日本から追い出せ』とも主張しています。」「私に残ったのは前科と莫大な賠償金です。しかし、何の後悔もありません。」「五体が動く限り、愛する祖国のために朝鮮人と戦い」等と記載され、また、本件表現活動者の運動歴として、朝鮮学校への抗議活動が威力業務妨害罪に当たる等として逮捕され有罪判決を受けたことや、当該朝鮮学校から提訴された民事訴訟において多額の損害賠償を命じられたこと等が記載されていた。

※ 当該内容はヘイトスピーチに該当するものであるが、当該内容を一般市民に周知することによって、ヘイトスピーチの問題に関する一般市民の理解を促進し人権意識をより一層高揚させ、ヘイトスピーチの抑止につなげるとともに、本市が条例に基づき公正にヘイトスピーチに該当すると認定したことを示す観点から公表するものである。

3 本件表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するためにとった措置の内容

本件表現活動については、平成 30 年 12 月 29 日に行われたものであり、前記 2 の表現の内容が拡散することはないと認められるため、特段の措置はとらないこととした。

4 本件表現活動を行ったものの氏名

川東 大了（朝鮮人のいない日本を目指す会代表者）